

第1期第34回 羽村駅西口土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成21年2月12日（木）午前10時00分～午後0時29分
2 場所	羽村市生涯学習センターゆとろぎ 地下1階 レセプションホール
3 出席者	会長 新井明夫、会長代理 黒木中、委員 吉永功、島谷晴朗、瀧島愛夫、株式会社中根総合建築事務所、中野恒雄、小宮國暉、神屋敷和子、島田清四郎
4 欠席者	なし
5 議題	1. 羽村駅西口土地区画整理事業換地設計（案）見直し方針（案）について【継続審議】 2. 羽村駅西口土地区画整理事業施行地区内の宅地に係る仮換地の指定について
6 傍聴者	9名
7 配付資料	羽村駅西口土地区画整理事業仮換地指定調書（当日配付・当日回収）

午前10時00分 開会

○会 長（新井明夫君） 定刻となりましたので、ただいまから第34回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開会いたします。

初めに、会議の成立要件の確認をいたします。

事務局に、本日の出席委員数の報告を求めます。課長。

○区画整理管理課長（阿部敏彦君） 本審議会の定数は10名でございます。本日の出席委員は10名でございます。

以上です。

○会 長（新井明夫君） 報告のとおり、ただいまの出席委員数は10名でございますので、会議が成立していることを確認いたしました。

次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は、議席番号4番の瀧島委員と議席番号5番の中根委員にお願いいたします。

なお、本日の会議につきましては、見直し方針（案）のまとめにつきましては公開で行うものとして、諮問事項につきましては非公開といたします。

土地区画整理審議会の傍聴に関する取扱要領第2条に基づく傍聴者は、現在9名でございます。傍聴の皆様方には、審議会の進行が損なわれることのないよう、受付で配付いたしました遵守事項を守られて傍聴いただきますよう、お願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、並木市長からごあいさつをお願いいたします。市長。

○市 長（並木 心君） 皆様、おはようございます。会長からご指名をいただきました。ありがとうございます。開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第34回羽村駅西口土地区画整理審議会を招集いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、ありがとうございます。

さて、昨年、換地設計（案）をお示しし、権利者の皆様から多くのご意見、ご要望を

いただいたところであります。私は、この羽村駅西口地区が安全で安心したまちなみが将来に引き継がれていくことの必要性に立ち、事業の推進を図っているものであります。この地区は、これまで施行してまいりました土地区画整理事業地区とは、地域特性において大きく異なることでありますことから、権利者の皆様の声をできるだけ大きく聞く機会を設け、一步一步進めていくことが大切と考え、今回の方法を指示したところであります。

これまで4回にわたり、今回お示した換地設計（案）に対する基本方針（案）についてご審議いただいているとの報告を受けており、委員各位のご尽力に対し、心より感謝申し上げる次第であります。この換地設計（案）を決定していくことは、事業の骨子を形成するため大変重要な事項でありますので、ご審議の中で出されました意見を参考に、今後もより慎重に対応してまいりたいと考えております。

また、本日、諮問をさせていただきます仮換地の指定につきましても、これまでの議会等を通じて申し上げておりますとおり、羽村駅西口駅前の安全対策の一環として必要な措置を講ずるものでありますので、あわせてご理解をいただきたいと存じます。

今後も審議会委員の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、着実に事業の進展を図っていく考えでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ですが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 3番・島谷です。始まります前に一言。

諮問事項について非公開ということが出ました。この非公開については、私たちは公開にすべきだと考えております。したがって、この非公開については、議論した後、非公開にしていきたいと思います。

以上です。

○会 長（新井明夫君） 申し上げますが、公開・非公開につきましては、前回、29回の審議会において十分もみまして、その結果、反対の方もいらっしゃいましたが、採決をして非公開にした経緯がございますので、その議論をもう一回蒸し返すことになりますので、会長としては却下いたします。

冒頭申し上げましたように、本日は、これまでご審議をいただいてまいりました換地設計（案）に対する見直しの基本的な考え方につきまして取りまとめを行い、その後、諮問事項の審議に入りたいと思っておりますので、ご了承を願いたいと思います。

それでは、換地設計（案）の基本方針に対するまとめでございますが、後ほど皆様方の意見をまとめた内容につきまして柴田参事の方から説明をいたさせますが、かがみとなる部分につきましては、会長自身が取りまとめをいたしましたので、ただいま朗読をいたしまして、ご了承いただければ、このかがみをもって市長に報告をしたいというふうに考えております。

それではお手元に、きょう差しかえをさせていただきました施行者あての会長名によります総括的なかがみの部分について朗読をいたします。

福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業「換地設計（案）見直し方針（案）」について。

議題となった標記の件について、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）における審議結果を、次のとおり報告いたします。

なお、換地設計（案）の見直し作業に当たっては、換地設計（案）見直し方針（案）（以下、「見直し方針案」という。）にかかる、審議会における審議委員の各意見等を真摯に受け止め、対応願います。

記。

1、総括。施行者に寄せられた権利者からの意見要望書等は、施行者の処理方針により回答されるが、事前に審議会の意見を聞くこととされている。

審議会に対し、別途、施行者から意見要望書等の処理に当たり、見直し方針（案）が示された。しかし、それにとらわれず、まず、審議委員の生の考えを明確にすることがこれから事業を進める上に極めて重要であると信じ、その機会を多く設けることに留意した。

3回にわたる審議会を通じ、施行者から意見を求められた場合、審議会としていかに対応すべきか、各審議委員からそれぞれ活発な意見の開陳があった。その意見を整理したものが別添文書である。

審議会としての方向づけは、あえて一本化していない。施行者による権利者の意見処理に対応すべき審議委員のスタンスからして、各委員の発言は、権利者それぞれの声を代弁するものと重く位置づけることが肝要である。ゆえに、それぞれの主張を併記した。

施行者をお願いしたいのは、見直し方針（案）を基本にするにしても、別添意見を参酌しつつ、試行錯誤を重ね、権利者の意見要望の実現に最大限の努力をすることである。その過程においては複数案を審議会に示すなど、審議会の判断を容易にする努力を期待する。

2、審議委員の意見等。別紙一覧表のとおりであります。

それでは、柴田参事、別紙一覧表のまとめについて説明願います。参事。

○都市整備部参事（柴田満行君） では、会長のほうからご指示をいただきました意見要望の関係につきまして、30回から33回にわたりまして4回にわたりましてご意見をいただいたわけですが、それらを事務局のほうで整理をさせていただいたものが先週事前にお配りをさせていただいたものでございます。私どもの事務局のほうで各委員さんのご意見を要旨というような形でまとめさせていただいております。しかしながら、私どものまとめでは不足というような部分もあるかと思いますが、とりあえず概要については説明をさせていただきますが、この言い回し、ニュアンスが違うとか、おそらくそれぞれのものがあるかと思いますが、すべて会議録をもちましてその中から要旨としてまとめさせていただいておりますので、もし不足の部分があるようであれば、終わりました後、事務局の管理課のほうに、この辺のニュアンスが違うというようなことであればお申し出をいただきたいと思います。

まず、1ページから4ページまででございますが、これは意見要望等についてということで、表の見方からいたしますと1ページをお開きいただきますと、番号が振ってございます。これは通し番号でございます、私どもで、それぞれ委員さんからいただいたものを、4ページにわたりまして70まで番号が振ってございますが、それぞれ要旨としてまとめさせていただいたものでございまして、1ページにお戻りいただきますと、次の表の見方でございますが、委員さんの発言の審議会、何番委員さん、そして委員さんのお名前、そして議事録がどのページにそういうふうなご発言があったかというようなところで議事録のページ、そして委員の皆様の意見要旨ということで、このような形で表としてはつくらせていただいております。以下、同じでございます、5ページ以降につきましては、5から10ページにわたりまして今後の進め方、見直し方針（案）についていろいろご議論いただいております、その中で、それぞれお聞きいただいたご意見をこのような形で要旨としてまとめさせていただいております。これらについても事前にお配りしてございまして、お時間がある、ないというような部分があるかどうかと思いますが、ご確認をいただいているというふうに思っております。

続きまして、11ページ以降でございますが、換地設計（案）見直し方針（案）についてということで、現在、今議論をいただいておりますその関係につきまして、このような形で要約をさせていただいておりますが、通し番号で48というような形で、事務局のほうでは会議録を細かく確認をしながら、このような形で要旨としてまとめさせていただいているというふうには思っておりますが、先ほど、冒頭申し上げましたように、若干ニュアンスが違う、この辺は不足をしているということがございますれば、先ほど申し上げましたが、ぜひその辺については後ほど終わった後、事務局のほうにお申し出いただければと思います。なお、それぞれ委員の皆様方がご発言された内容でございますので、会議録はまだできていない部分もございますが、事務局のほうといたしましては、テープをすべて起こしまして、着実に忠実にこれらの要旨をまとめさせたというようなことで思っておりますが、もし不足の点があればご指示をいただければ幸いです。

簡単でございますが、以上でございます。

- 会 長（新井明夫君） なお、つけ加えさせていただきますが、前回、33回の会議の際、森田副市長さんから、こういった併記というまとめ方について、会長提案に対しては最大限努力をして、そのような形で取り組んでいかせていただきたいという表明もちょうだいしております。したがって、今、柴田参事からお話がありましたこの修正の点については、速やかに事務局のほうへ後日お申し出をいただきまして、最終的には、きょう冒頭私が申し上げました総括的なながみの文章をつけまして、審議会の審議結果を市長のほうへ、施行者のほうへ報告をしたいと存じますが、よろしゅうございますか。

神屋敷委員。

- 委 員（神屋敷和子君） 8番神屋敷ですけれども、この間の見直し方針（案）に皆さんの意見をつけて、それで提出するということでしょうか。

- 会 長（新井明夫君） ただいま、私が会議が始まる前に差しかえの文書を差し上げま

したね。よろしいですか。それをかがみにして、今、柴田参事が読まれたものをつけて、それからさらに、神屋敷委員から別途要望書等が出ております。それも1つの文書としてこの後ろにつけて施行者のほうへ出したい、こういうことです。

神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 神屋敷ですけれども、そうすると、以前、見直し方針（案）というのが出たものが基本になるということなんでしょうか。私としては、31回の換地設計（案）見直し方針（案）というのが市のほうから出ていまして、これに対していろいろ意見を言ったわけですが、結局これが基本になるのか、何か会長さんの文章の中でも、題名の何々についての次の次の4行目のところに、換地設計（案）の見直し作業に当たっては、換地設計（案）見直し方針（案）に係る、審議会における審議委員の意見等を真摯に受けとめ対応願いますということなんでしょうけれども、その見直し作業に当たるということを、もうここでこの会長さんの文と、前の見直し方針（案）と、私たちがいろいろ言ってきた意見を市の見直し方針（案）につけて――すみません、間違えました、新井会長さんのきょう配られた文と皆さんの意見をまとめて出すという形ということなんでしょうか。

○会長（新井明夫君） 下から5行目に、今のご心配の点を非常に苦勞してこういう言葉にしたんですけれども、見直し方針について一件一件、これがいいとか悪いとか、そういう議論を私はしなかったはずでございます。要するに、見直し方針という1つの施行者の方針は、これは施行者が決めることでございまして、審議会の議題ではないわけなんでしょうけれども、施行者においては非常にいろいろな意見に対して、この事業をできるだけ皆さんの意見をくみ上げてやっていこうという、そういうあらわれで、その方針（案）について審議会に諮られておると思うのです。それを諮っていくと、前も申し上げましたが、非常に二者択一の、今まで基準を決めてきたような経過をたどる可能性が非常に強い。そうすると、少数意見がどうもそこから消されてしまうおそれがあるのではないかと。そういう、会長として余計な心配かも知れませんが、私としては、長丁場の区画整理の中では、やはりそういう声もできるだけ、施行者が定める方針には違いないけれども、その中でくみ取ってもらいたい。それをじゃあ言葉にするとしたらどういう表現がいいのかということで、今までの皆さんの議論も真摯に聞きながら、もう一回浮かべながら、この下から6行目のところに書いてありますように、施行者をお願いしたい、それは見直し方針を基本にするにしてもという、そういう1つの文章の行間に示したかもしれませんが、意味は施行者において十分ご理解いただいていると思うんです。それは前回、副市長さんがいみじくも会長提案について最大限の努力をする、こういうお約束を審議会にいただいているわけですから、それ以上のことを求めるとすると、やはり原点に返って二者択一ということになるのかというふうに思うのです。これを避ける理由については、もう縷々申しあげましたから、これ以上は申し上げませんが、そういった会長のまとめの苦渋をぜひご理解いただいて、この案に賛成をいただければありがたいと。

○委員（神屋敷和子君） そのうち、換地案に対して意見を求められるというときが来

と思うのですけれども、そのときに、審議委員として何を物差しにしてその換地案の適、不適を回答していけばいいのかというのが非常に不安です。この間出た見直し方針（案）の後ろに、私としてはルールや細かい規定等をつくって、これはこうこう、こういう何項の換地設計基準または要領何項のためにこの意見は難しいとか、そういうご説明があるならわかるんですけれども、ただ市のほうで、この間の意見要望に沿えない理由として、難しかったからとか困難だったからというような説明でしかない場合、審議委員として、これが市のほうの説明が是なのか非なのかわからないのです。私としては、これだけ4回もかけて審議委員からいろいろな意見を聞いてきたわけですから、フローチャートとか意見要望のまとめ方とか、見直し方針（案）に対して市から皆さんの意見を聞いて、こういうような形ではどうかと再度出てくるのだと思っていたんですけれども、それは違っていたんでしょうか。

○会 長（新井明夫君） これは第1期目の審議会の役割かなと、ここまで。次回のことは申し上げられませんが、ここでもう1つ、選挙という洗礼を皆さんがお受けになる。そういうことで選ばれた皆さんが、前回のこういう結論に対してこれをどういうふうに変えていくのか。例えば、今、神屋敷委員がおっしゃったような形でスタートをさせるのか、いろいろ新たに選良された方がどういう方向で行くか、その辺のゆとりは、この第1期目の審議会が全部頑張っちゃわないで、そのくらいの議論の余地は、どうなんでしょうか、宿題としてという次回の新しい審議会に大変申しわけないんですけど、これはそういうふうにとれる文章であるかなと。そこでもう全部シャットアウトした文章ではないと、私はそういうつもりでこれをまとめたつもりでございます。どうですか、その辺で折り合いをつけないと、これは決まりがつかんだろうと思うのです。

島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 3番・島谷です。

今の会長のお話はよくわかりました。私も、30回から33回の4回の審議会を我々の意見をこのように丁寧に要約までして、そしてまとめてくださった。したがって、それに基づいて市のほうから新たに、先ほど神屋敷さんが言った修正された見直し（案）が出てくるものだと、それについて話し合いをするのかなと思ったんです。ところが、いろいろな時間的な都合によってこういう形になったのかなと、今の会長のお話を伺ってそう思うんですが、そこまで余裕を残してあるということを今伺ったので、それでは、今後そういう新たに見直しした見直し（案）を出してくるのかどうかということは、市のほうでこれはちゃんとやってくれるんですね。例えば、次回の審議会には、じゃあその各委員の意見をまとめたそれを検討して、そして前の31回の審議会に出された見直し方針（案）にかわる見直し方針（案）をまた出してくるのかどうか。そのところをちょっと伺いたいですね。

○会 長（新井明夫君） 島谷委員ね、どなたが審議委員になるか、まだわからないですね。だから、そこまで踏み込んで具体的な約束をさせることはいかなものかと。私は33回の森田副市長の発言をここで先ほど申し上げたのは、今まで33回もやってきた。それで最後の段階で、このまま何もまとめずに次へ送ってしまうと、もう期間がないです

から、今おっしゃったようなまとめ方をしようとすれば、もうこれは二者択一でほんぼん採決をして決めていくしかないと思うのです。残された時間がないわけですから。この残された時間のない中で最良の方法としては、これをそのまま皆さんの議論をさせっ放しで何もしないで次へ送ってしまうのではなくて、この第1期目の審議会としての1つの委員さんの総意という形にはなるかどうか分かりませんが、言わんとしている、意図しているところをまとめて次にお送りする。それで、そこから先は次の審議会が責任を持って対応してもらおうということであろうと思うのです。この審議会が、まさにこれを選挙に訴えて、それでどういう選択を権利者の方がするのか、これが民主主義というものではないかというふうに私は理解しております。したがって、そういう点で十分ではないけれども、この私が今読み上げたようなまとめでいかがかなと。皆さんのご心配もわかりますが、まあ、いろいろ申し上げたとおりでございまして、ぜひご理解を賜りたい。少なくともこのまとめについては全会一致で、いろいろな意見があるにしても、施行者のほうへ提出したいというのが私の願いでございます。よろしゅうございますか。

神屋敷委員。

○委員（神屋敷和子君） 神屋敷です。

新井会長さんのお話はわかったんですけども、1つ心配があるんですけども、見直し作業に当たってはと、もう、すぐ見直し作業に当たることが前提になっているんですけども、私としては、きょう新井会長さんと管理課のほうに要望書というのを出したんですけども、地権者に郵送された資料が、意見書なんか見ているとわかりづらくて、判断ができなかったとか、資料不足で判断ができない。それから約半数の地権者から意見要望書が未提出であるということとか、換地に対して意見を聞くというものであったのにもかかわらず反対の意見が多数出たというようなこと、そういうこともありましたので、きちっとほんとうに地権者たちの意見が把握できていないといえますか、把握に至っていないというふうに私は考えているのです。ですからその前に、やはりそういう人たちに対して資料を送るとか、未提出の人たちの調査をしてみるとか、公開の説明会を開いて皆さんの質問を受けて、そこでいろいろ市が説明していくとか、それからどのぐらいこの換地設計（案）に対して理解ができているかというようなアンケートをするというようなこと、そういう幾つかのことをしてから見直し作業に当たるのではないかと。そのとき初めてこの私たちの意見を取り入れた新しい進め方のフローチャートや意見要望のまとめ方や換地設計（案）の見直し方針（案）というのが出てきて、それから作業に入るんじゃないかなと私は思っているんです。ですから、即これで作業に入るということは非常に危険だと私は思っています。

○会長（新井明夫君） ご意見として承っておきます。

それでは、そのほかに何か別の方でご意見ございますか。黒木委員、何かございましたら代表してひとつ。代表してというか、ほかの方でも結構なんですが。

黒木委員。

○委員（黒木 中君） 1番・黒木です。

先回から申し上げているとおり、会長がこういう方針でまとめたいということですよ

で、私としては、特に会長の方針に対しての意見はございません。

それから、申し上げていることですので、再度繰り返になりますけれども、一つの意見をどれかに統一するという作業は、先ほど会長もおっしゃったとおり、反対の意見があれば、決をとってどんどん決めていかなければいけないということになるので、それだとかえってお返しする意見書がこの会議の内容を反映しないものになってしまう危惧がありますので、この方針でよろしいんじゃないかというふうに思います。

○会 長（新井明夫君） 今、神屋敷委員さんから、私は意見として何うということ受けてとめたんですが、やはり施行者においても、いわゆる今までの基準を決めて、その基準をもとにその次の作業に入るということで、これは私が申し上げていいのかどうか分かりませんが、要するに今の発言のようなお考えも審議会の中にはあるということを中心に入れておいていただいたらどうかというふうに会長として付言をさせていただきます。

いろいろ議論があります。今までの中で私もたくさん伺ってきましたから、とてもじゃないけれどもA4・1枚にまとまるものじゃないんですけれども、ひとつご理解をいただけたら、これによって施行者のほうへ報告していきたいということで、ご異議ございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。それでは、ご不満の方もいらっしゃるかも知れませんが、これを文書化しまして施行者のほうへ提出をさせていただきます。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

それでは、傍聴者の皆様、ご苦勞さまでございました。これから、傍聴規程にございまして、会議を非公開といたしますので、ここでご退席をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

（暫時休憩）

○会 長（新井明夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付されましたが、議案第7号、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行地区内の宅地に係る仮換地の指定についてを議題といたします。

提案者から説明をお願いします。市長。

○市 長（並木 心君） それでは、議案第7号、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行地区内の宅地に係る仮換地の指定につきましてご説明申し上げます。

本案は、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行地区内の一部の宅地において土地区画整理法第98条第1項の規定に基づく仮換地の指定を行うに当たり、同法第98条第3項の規定により、本審議会の意見を何うものであります。なお、詳細につきましては、都市整備部参事より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○会 長（新井明夫君） 柴田参事。

○都市整備部参事（柴田満行君） それでは、資料につきましてご説明をさせていただきますと思いますが、その前に、仮換地は昨年、第29回、2月18日でございますが、このときに駅前、暫定整備を行うということで仮換地の諮問をさせていただいたわけですが、それらを含めての経過を若干説明させていただきたいと思っております。

昨年の2月18日に開催いたしました第29回土地区画整理審議会において、JR羽村駅西口駅前における交通安全対策及び駅利用者の利便性の向上を図ることを目的として、駅前広場の一部を暫定的に整備するための仮換地の指定諮問を行いました。これは第29回審議会においても縷々ご説明をいたしましたとおり、平成14年の羽村市議会第3回定例会における議員提出案件として羽村駅西口にエレベーター及びエスカレーターを早期に設置することを求める決議が採択されておりまして、その内容は、羽村駅西口土地区画整理事業の事業計画決定後は、速やかに駅前広場の整備を実施し、駅舎の改築も含め、エレベーター及びエスカレーターを一日も早く設置されるよう強く求めるとされたものでございます。これを受けまして、平成15年の市議会第3回定例会における市長所信表明において、市民の皆様からご要望の多い羽村駅西口駅前広場の整備を最優先に進めていきたいと表明してございます。このように、駅前広場の整備につきましては、市議会での採択及び市長の所信表明等々、あらゆる機会においてことごとく一貫して説明している事項でございまして、これからご説明いたします仮換地の指定諮問についても、来年度の駅前整備工事を見据え、駅前広場及び道路築造予定地に係る建物及び工作物等の移転に着手をしようとするものでございます。

次に、仮換地指定の内容につきましてご説明を申し上げます。仮換地の指定につきましては、土地区画整理法第98条第3項の規定に基づき、同法第3条第4項の施行者、市施行においては、土地区画整理審議会の意見を聞かなければならないと定められておりますことからお諮りするものでございます。

では、仮換地調書を参照しながら詳細についてご説明をさせていただきます。ただいまお配りしてございますA3の仮換地指定調書、かがみがついてございますが、その次をお開きいただきたいと思います。

調書といたしましては、施行前後の画地の対比となる仮換地指定調書と図面でございます。次をおめくりいただきますと、図面の右上に1-1というふうに振ってございますが、これが仮換地案内図でございます。本事業区域内のどの位置を仮換地先としていくかを確認するための図面でございます。

続きまして、もう1枚お開きいただきますと、右上に図面の1-2と記載がございしますが、これは仮換地明細図でございます。仮換地先の街区を拡大したものでございまして、仮換地の形状を示してございます。

続きまして、図面1-3、ピンクと黄色でマーカーがしてございますが、これは仮換地重ね図でございまして、従前の土地と仮換地の位置関係が対比できる図面でございます。

続きまして、図面の1-4、これは現在の土地利用がわかるように現況図と公図線及び地番並びに街区線を重ねた従前の土地図でございます。

そして参考資料といたしまして、表になってございますが、土地評価計算の基礎となる整理前各筆計算書並びに換地設計計算書、そして一番最後でございますが、羽村駅西口駅前周辺整備イメージ図を用意させていただいてございます。

それでは、最初のほうにお戻りいただきまして、表紙の次でございますが、仮換地指定調書をごらんいただきたいと思います。今回、仮換地を指定する宅地の地番は、番号が1、2、3というふうに振ってございますが、[REDACTED]と、[REDACTED]及び[REDACTED]の3筆でございます。

まず、番号の1でございますが、[REDACTED]の宅地につきましては、右へ順に説明をさせていただきますが、地目が[REDACTED]、登記地積が[REDACTED]平方メートル、区画整理上の基準地積が、下でございますが、[REDACTED]平方メートルで、基準地積との差が[REDACTED]平方メートルでございますが、この部分につきましては、[REDACTED]分でございます。仮換地としては、[REDACTED]街区、右へ見ていただきますと街区番号、符号等が振ってございますが、[REDACTED]街区に符号[REDACTED]、約[REDACTED]平方メートルとしてございます。

次に番号の2でございますが、[REDACTED]の宅地につきましては、地目が[REDACTED]、登記地積が[REDACTED]平方メートル、区画整理上の基準地積が[REDACTED]平方メートルで、基準地積との差[REDACTED]平方メートルは[REDACTED]分でございます。今回は一部でございますので、そのうち、[REDACTED]地積を除いた部分、下に括弧書きで記載してございますが、基準地積といたしましては、[REDACTED]平方メートルに対し、仮換地は[REDACTED]街区に符号[REDACTED]として、約[REDACTED]平方メートルとしております。

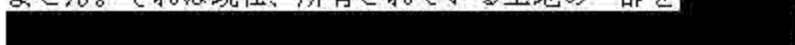
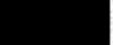
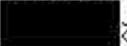
次に、[REDACTED]の宅地につきましては、地目が[REDACTED]、登記地積が[REDACTED]平方メートル、区画整理上の基準地積が[REDACTED]平方メートルで、基準地積との差[REDACTED]平方メートルは、[REDACTED]分でございます。今回は、そのうち[REDACTED]地積を除いた部分、括弧書きで記載している基準地積[REDACTED]平方メートルに対し、仮換地は[REDACTED]街区に符号[REDACTED]として約[REDACTED]平方メートルとしております。土地所有者はいずれも[REDACTED]さんで、記事という欄がございますが、仮換地の指定の効力の発生の日は施行者において定めるものとしております。

次に、図面の1-1をお開きいただきたいと思います。図面1-1につきましては仮換地の案内図ですが、仮換地の位置につきましては、[REDACTED]の[REDACTED]街区に位置しています。

続いて1-2をお開きいただきたいと思います。仮換地明細図でございますが、[REDACTED]街区を拡大したものでございまして、仮換地の形状、寸法を記載しておりまして、ピンク色で着色してある3筆、[REDACTED]に形としては形状をなしておりますが、この部分が仮換地指定箇所をあらわしてございます。つまり、着色していない部分は、今回の仮換地指定から外した部分でございます。全体の画地の一部を設定したものでございます。

続いて図面の1-3をお開きいただきたいと思います。仮換地重ね図でございますが、黄色で囲まれた範囲が、右下に凡例が書いてございましてクリームとピンクで塗ってございますが、従前地をあらわしておりまして、現在、[REDACTED]として利用されている3筆、地番で申しますと、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]でございます。

この2筆につきましては点線で区分しております。なお、この2筆は土地の一部を指定するということになりますことから、仮換地先のピンク色で着色してある部分は、という表記としてございます。

続きまして、図面の1-4、従前の土地図をごらんいただきたいと思います。このような従前の土地がクリーム色で囲まれてございますが、全体で駅前の街区、街区、街区ということで振ってございますが、このようなことでございまして、ただいまご説明申し上げましたとおり、今回の仮換地指定は3筆の地積すべてというものではございません。それは現在、所有されている土地の一部をことや、ことから、さんとの話し合いの過程の中で、影響を最小限にとどめることで今回の仮換地指定から外したというふうな経緯がございます。つまり、仮換地指定箇所は、さんがとして利用している部分であり、将来的には、土地を含め一体的な画地としての整形地を担保していくこととなります。よって、一体の画地としてとらえております関係上、整理前各筆評価計算書及び換地設計計算書においては、整理前後とも一体的な土地利用状況による地積での計算したものとなっております。

それでは、お手元の整理前各筆計算書、エクセルの表でできてございますが、お開きいただきたいと思います。

整理前各筆評価計算書でございますが、評価対象地は、は別でございますが、このように5つ筆がございますが、このような形になってございますが、さんが、を含む5筆の土地を一体としてとらえております。従前の土地はであり、を含む画地として計算を行ってございます。これに対し、換地設計計算書でございますが、さんのの画地として計算を行っております。土地評価に関する内容は、土地評価基準並びに土地評価要領に基づき計算しておりまして、対象地の欄の3筆の基準地積合計平方メートルに対し、一番下の仮換地地積平方メートルと算出されておりまして、その右でございますが、減歩率でございますが、一番右の下の方に、%となっております。また、仮換地調書に記載するに対する地積を算定するに当たっては、一体的な画地として算出している減歩率%を基準に従前の一部の基準地積に対する換地地積を算定したものでございます。計算方法につきましては、昨年年第29回審議会においてご説明しているとおりでございますので、説明については省略をさせていただきますが、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、一番最後にイメージ図がついてございます。こちらについてのご説明をさせていただきます。一番左側の図面が現在の土地の位置図でございます。赤の斜線部分がさんのでございます。黄色の部分もさんの所有でございますが、現在、がございまして、仮換地の指定を行わない部分をこの部分はあらわしてございます。真ん中の図面が仮換地の位置図でございます。左の図から矢印で、点線の矢印と実線の赤い矢印がございまして、こちらに記載しているとおり、仮

換地先をあらわしているというところでございます。右側の図面が暫定的に駅前広場と道路築造後のイメージでございまして、[]さんに移転をしていただきますと、施行者管理地となった段階におきまして、灰色で着色した部分がございまして、これは車道をあらわしておるわけでございますが、灰色の部分で車道として、緑色に着色した部分、これは歩道、歩行者の動線をこのような形、緑色であらわしてございまして、この緑色の部分を歩道として整備することで、歩車道の分離による交通安全対策を講じてまいりたいというふうに考えております。また、白黒の車線部分、少し点線で四角く囲ってございまして左の中段でございまして、これは停車スペースと書いてございまして、ご承知のように、駅前には昨年暫定整備をさせていただいたにもかかわらず、通勤や通学の送迎用の停車等が、今、羽村駅西口公園の撤去工事を行っている最中でございまして、そこへ渋滞をするというようなことでございまして、これらの駅前の整備によりまして、車の停車スペースなども設けて、これら駅前の安全性の確保を図っていくというようなことで計画をしてございまして、いずれにいたしましても、一度に駅前広場を築造していくことはなかなかできませんので、権利者の皆様のご理解をいただきながら、現在、点で行っている整備を線につなぐことによりまして、アクセス性を高めることによりまして、駅前周辺の整備を進めるということにつながってまいります。このことが公共の福祉の増進につながるというふうに施行者としては考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

なお、この関係につきましては、ご理解とご協力をいただくことになる[]さんと既に移転のご承諾をいただいております。本移転の際には、必然的に居宅や物置、または工作物を移転または除却していただくということになりますが、施行者といたしましては、土地区画整理事業損失補償基準等に基づき移転補償金をお支払いしていくこととなります。この移転補償金は、税務上、対価補償金として扱われまして、資産の譲渡に伴う譲渡所得とみなされます。一時所得の申告の際には、租税特別措置法第33条の4に規定されている5,000万円特別控除の特例として税制優遇措置の適用を受けることができますが、仮換地の指定が必須条件となっております。権利者資産保護の観点からもこの仮換地の指定が必要でございまして、なお、本移転並びに整備工事には[]でございまして、適正な市の財政支出と事業費の執行の観点においても、仮換地の指定に基づく[]が有効でございまして、今年度内に移転工事を行うことが必要であるというように考えております。

これらのことを踏まえ、駅前広場の早期着工を目指していくためには、必然的に駅前広場予定地内の権利者のご理解をいただきながら、家屋等移転または除却をしていただくこととなりますが、宅地造成並びに上下水道等の供給処理施設を含めた道路整備を行っていくことが急務であります。今回の場合におきましても、駅前広場整備に係る[]さん所有の建物[]を、除却していただくこととなりますが、仮換地指定先においては、他の建物や道路等がございまして関係上、土地区画整理法第99条第2項の規定に基づき、その仮換地については、使用または収益を開始することができる日を別に定める

という取り扱いになるものでございます。

いずれにいたしましても、現在、実施している「市長とトーク」や、「市長と語る21」など、市長が直接市民の皆様の声を聞く機会を設けてございますが、これらの機会におきましても、早期に駅前整備を求めるご意見等をいただいておりますことや、今年度、旧羽村市商業協同組合事務所の撤去工事や、本町ふれあい公園、これは既に昨年の暮れから1月8日までに撤去が終わってございます。また、現在、羽村駅西口公園の撤去工事、今、植木の伐採工事を行ってございますが、これらの工事を通じまして、駅前広場及びそれに至るアクセス道路の築造に努めてまいりたいということでございます。

以上、纏々ご説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただきまして、ご理解を賜りたく存じます。以上でございます。

○会 長（新井明夫君） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑のある方は挙手を願います。

8番・神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 神屋敷です。この換地の内容じゃないんですけれども、私としては、前回の場合はみんなの意見書を集める前にやったということで、納得しないということで、了承はしていません。今回も見直し方針（案）ができていないし、図面も変わる可能性もあるし、減歩も下がる可能性もあるというあいまいな中で、安全だ何だと言っても、やってしまうことによって整合性がとれなくなるということがあると思うんです。これも一応、仮換地指定処分なので、そういうことの問題が残る。

もう1つは、前回の審議会で言ったのですけれども、玉突き状態になるのではないかな。この方が行くところの方、そしてその方が行くところの中と、合意がとれてない中で、1件ずつそういった形でやるということは、非常に地権者の気持ちを逆なでするような、1件ここが納得したからってそれで話が終わるわけじゃなくて、区画整理というのは全部つながっているわけで、ほかの人たちの苦しい思いがあると思うのです。そういうのが非常に私はおかしいと思います。

あともう1つ、前回、駅前1棟を仮換地指定したわけですが、そのとき、2月18日に、おおむね地権者の方から了解が得られているというご説明でした。でも、

そういうような
を審議会がきちっとチェックできなくて、やはりほんとうは地権者の気持ちをここで伝えたりするべきものを、単におおむね了解が得られているということで了承してしまうということは、チェック機能が果たされていないということがあると思います。その点2つについて、非常に私はこの仮換地指定に問題があると思っております。

○会 長（新井明夫君） ご意見ですね。

ほかにご質疑ございますか。3番・島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 第1回目の仮換地指定をしたときには、こういう宅地についてこれから先、またやるのかといったときには、あのとき、たしか羽村課長だと思います

が、いや、これは一回切りだと。僕は、こういう状況がなし崩し的に行われることを大変心配しているんです。そういうなし崩し的に行われぬように、第1回目の仮換地指定のときにはそういうことがこれから行われるんじゃないかという心配、もうこれだけだというようなことを話された。それが、前回の審議会のときにもそのことを私は発言しておりますし、やはりなし崩し的にどんどんやっていくということは、全体の計画も決まらないのにここだけやっていって、後の整合性がとれないという心配ももちろんあります。その前に言ったときの言葉と、これだけだと言った言葉が矛盾しているんじゃないかということと、それから、前回の33回審議会のときに、またその同じことを言いましたが、私は反対だということをはっきり言ったのですが、そのとき、多くのこの審議会の委員さんたちは、中身を見てからだ。ある委員さんは、こういう宅地に関係のないいわゆる道路だとか、そういうようなところであれば、道路を建設するときに直接的には宅地に影響しないから、そういうような発言をなさって、ああ、そういうこともあるんだと後で気がついたんですけれども、きょう見たら、全く[]じゃないですか、これは宅地じゃないですか。全くこれはなし崩しでしょう。そう思いませんか。前のときも、駅前安全のためだとおっしゃった。じゃあ、駅前安全のためだといって、4月15日までにその権利者も意見書を出す権利があるのにもかかわらず、それを待たないでやる。その4月15日まで待てないはずないでしょう、安全確保、安全確保と言うが。そうじゃないですか。私の言っていることおかしくないでしょう。4月15日を待って、そして仮換地指定するんだったら、まだしも理屈は通るけれども、その権利者の意見要望書を4月15日までに出示してくださいと市は言っておきながら、それも取り上げちゃって、そして2月に換地指定してしまった。そういうこともおかしい。これも今、見直し（案）をやっている最中にもかかわらず、安全、安全と言って、こうやってなし崩し的にやっていくわけでしょう。こういうことが成り立つんですかね。区画整理ってこういうものなんですね。実態がだんだんだんだん判明していきますよ。僕にとっては、ああ、区画整理っていうのは住民の意思をむげにして進める事業なんだと、ほんとうにそう感じざるを得ないですね。ほんとうに合意を得た、前のときもそうでしたね、第1回目の仮換地で合意を得ていると。今回も今のお話を伺うと、合意を得ていると。ほんとうにそれが合意なのかどうかというのは、対等な立場にあってやるのならいいけれども、いわゆる地権者のほうは数人で、そこへもってきてそういう合意を求める市の職員とか、そのときには公社の職員も一緒にくっついて行くという話を聞きましたが、そういうような数人で押しかけていろいろとやっているが、本人は、権利者は嫌なんだけれども、嫌々それを納得させられるという、そういう状況が生まれているんだと僕は思う。そういう状況をも押し殺してやっていかなくちゃならないという、こういう区画整理をやはり根本から考えないといけないんじゃないですか。そういうことを非常に強く感じます。

それから会長も見直し（案）のかがみになる文章を、おそらく徹夜をして一生懸命考え抜かれて書かれたと私は思います。あの文章を読んでほんとうによくできていると実は思っているんです。そういうような会長の意思も含まって、そしてそういう、決してこの地区は皆さんが、どんどんやってほしいなんていう気持ちのない人は非常に多いん

です。そういうところを、駅前で安全を確保するという、ただそれだけのこと、ただそれだけというのは、これは非常に失礼な言い方かも知れないけれども、もっとやり方を考えれば、いわゆる区画整理法でなく、あれはもう少し違った方法で安全を確保する、駅前のところでやるのであれば、そういうような区画整理手法でないような方法でやらないと、それがどんどんし崩し的に押せ押せ状態で、最終的には一体どうなるんだろうという心配をだれでも持ちますね、住民だって。そういう声をよく聞きます、私も。だから、そういうところの大きな説明も一切無視して、個々の問題としてこんなところにやられるのは、非常に心外ですね。そここのところをちゃんと全体的に説明して、そして個々の問題に入らないと大変なことになるんじゃないでしょうか。

以上です。

○会 長（新井明夫君） やはりご意見ということでよろしいですか。

○委 員（島谷晴朗君） はい、意見として申し上げさせていただきます。そして、ほんとうにこれはもう少し住民本位に考えていかないとだめだと思います。意見見直し、今、やっている最中ですから、そしてどういう案が出てくるのかわかりませんが、ここにまとめてくださった我々の会議録のまとめも出ております。その中にもそういう意見が出ておりますので、そういうことを含めてどういうふうに意見が新しく修正されて出てくるのか、それも考えながら、やはりここを先に先行させていいものかどうかということが非常に心配ですね。

○会 長（新井明夫君） 質疑がありましたら、できるだけ質疑を先にさせていただいて、事の疑問点を明らかにした上で意見を開陳していただければありがたいと思います。

じゃあ、7番・小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） 7番、小宮です。お聞きしたいことがありますので、お尋ねします。

まず第1点目は、先ほど来の意見の中にも、心配だという点でのことなんですけれども、周りのこの仮換地指定に絡む方々へのご理解を得ているということなんです、再度その辺も施行者側からご説明をしていただければと思います。

それから第2点目は、この駅前の今の現状を見ると、大変まだまだ危険といいますが、送迎の車がたまっちゃって、非常に車両交通の危ない状況が見受けられるということで、漸次整備を図っていくというふうな施行者側の意向だと思います。それで、この仮換地は、仮換地を指定して、このイメージ図ができ上がるまでのスケジュール、今、こういうふうに工程を考えていますということが即できれば、その工程関係も教えてください。

それからあと、細かいところはまた別な機会に、税制の問題ですとか、そういうことはお聞きしますが、その2点だけちょっと確認をしていただければと思いますが。

○会 長（新井明夫君） 柴田参事。

○都市整備部参事（柴田満行君） ただいまの1点目のご質問でございますが、説明の中でも、昨年、暫定整備、仮換地の指定をさせていただいて、これに付随するというようなことございまして、駅前の広場の街区については、都市計画決定を得てございます。

ので、この街区線が変更はないわけでございまして、ここの、今、説明の中でも、点を線にしていきませんと、スポット的にそこだけやったとしても、交通の流れや歩行者の流れをつくることはできませんので、駅前整備にかかわる権利者の方については、私も直接出向いて、島谷委員さんからも、いろいろ大勢で行ってとか、そういうお話がございましたが、決してそのようなことはなく、私も担当参事として何回も足繁く通って、それらをご理解をいただくように、またこれはご理解いただければ、個人の権利でございますので、当然そこまでできないわけでございますので、施行者としても十分そこは配慮しながらやっているということで、これは私も責任を持ってそのような対応も今までもこれからもしてまいりたいというように思っております。関係する権利者の方が複数いらっしゃるわけでございまして、当然、借地権の方とかいろいろな関係がございしますので、そこはそれなりに個人の権利同士の問題もございしますので、私どもといたしましては、施行者としては、十分誠意を尽くしながら、公共の福祉の向上、市民の方も市外の方も大勢の方が利用する羽村駅でございしますので、これは誠意を尽くしながら、一つ一つご理解をいただくよう努めてまいりたいと思います。

今後のスケジュールでございますが、21年度にはこれらのイメージ図のような、これはあくまでもこれに近いようなものをつくっていきたいというようなことでございますが、将来的には、農協の前の市道もいずれは廃止をするというような、それは将来的というような問題になりますが、計画では、線路と農協と駐車場の間に歩車道が入ったりしてございますが、そういうものができることによりまして、駅前も、各委員さんもご承知のとおり、あのような非常に送迎車が多かったり、一部水の引きが悪いというようなこともございますので、今回の西口公園の撤去の中では、一部警察のほうにご理解をいただきながら、歩行者の空間も確保し、安全に羽村駅を利用できるような形をとっていききたいという中の1つの事業でございしますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○会 長（新井明夫君） ほかにございますか。

2番・吉永委員。

○委 員（吉永 功君） 質問なんです、私もこの近いところにおける関係で、本人とも会うこともあったんですが、既にきのう、[REDACTED]が一部始まっているというようなことですが、これは私ではちょっとわからないんですが、[REDACTED]が話しますところは、[REDACTED]しておりました。そういったことがあったかどうか、やはりそこは両者の話が違うということになりますと、本人は大変困惑をするわけでございます。

やはり市の職員が温かい言葉をかけるなり、そういう中で進めていただければと思います。そういうことによって理解が深まるんじゃないかと思っておりますので、その点を、そういうことがあったかどうかということと、確認をして進めていただきたいというふうに

ふうに思っております。そういう中において、

してございます。

そういう中で、期間が云々というお話がございしますが、もし仮換地指定をお認めいただいてということになりますと、更地にしてあるというのが検査の前提でございしますので、そういう中においては、できるだけ早くということをお願いをしております。契約では、これからする中ではということ、これは昨年1件仮換地指定をさせていただいたものと同じでございまして、できるだけ早くご理解を賜れば、これは権利者があってのこととございしますので、誠意努めた結果がこの段階になったということとございまして、決して無理なことは申していないというふうに私は思っております。

スケジュールについては……。公社も同じ考えで……

○会 長（新井明夫君） そうじゃなくて、

○都市整備部参事（柴田満行君） もないというふうに、連絡を取り合ってやっておりますので、その辺についてはないというふうに思っております。

2番目については……。

○会 長（新井明夫君） 副市長。

○副市長（森田義男君） 今、吉永委員のほうから纏々いろいろなお話がございました。もしそのようなことがあるということになりますと、これは事業の推進にも影響してまいりますので、そのようなことが今後もしあったという、これは事実はわかりませんが、そういうことが吉永委員の耳に入ったこと自体が、これはいろいろ私のほうも気をつけなくてはいけない部分だと思いますので、その辺につきましても、今後職員をそのようなことのないように、きちっとした説明の中、あるいは公社もそうとございすけれども、なんてあり得ない話でございしますので、それらについてもきちっと督促をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

2点目、左の道路の接続の問題ですね。課長補佐。

○区画整理事業課長補佐（橋本 昌君） 2点目のアクセス道路の接道についてのご意見をいただきました。これにつきましては、参事のほうから平成21年度中にはこのイメージに合うような形で形づくってまいりたいというお話をさせていただいたところでございますが、ご指摘のように、このイメージ図の左側の部分にも民家がございします。現在、参事と私でお話をさせていただいているところでございまして、周辺の皆様方にお話を

させていただいているところでございまして、それらを踏まえるとともに、その交通の規制については、所轄の警察との交通処理の関係について、今お話をしている段階でございまして、いずれにいたしましても、安全を最優先に、イメージに合うような形で整備をしまいたいというようなことで努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会 長（新井明夫君） 吉永委員、よろしいですか。まだございますか。では吉永委員。

○委 員（吉永 功君） 関連というか、[] ありましたので、どういう程度のものか、もっときちっと聞いてくればよかったのですが、ぜひそういうことがないというお話ですので、実行していただければと思います。

○会 長（新井明夫君） ほかにご質疑の方。4番・瀧島委員。

○委 員（瀧島愛夫君） この仮換地指定について、権利者のご協力を取りつけられたということで、一安心しております。駅前交通の安全対策等もこのご協力によりまして改善をするということで、できましたらこのまま進めていただきたいと思います。

つきましては、前の[]さんとこの[]さん、この地域に住めなくなるという、現在、どこかに仮住居を求めなければいけないというような状況が生まれていると思います。区画整理事業というのは、やはり今、この地域に住んでいる方々がこの地域に住み続けられる、だれ一人その地域から出ていなくても済む、コミュニティが守られるということで、街区整理等にはいい手法だと思っております。それで、今、2月にご協力をいただいた[]

[] おります。やはり仮住居なんですけれども、区画整理のほうで先行取得してある土地だとか、または大きくあいている個人の所有地、未使用のところ等をお借りいただいて、駅前ではなくてもこの区画整理の区域の中に仮住居が求められるように、ちょっとご配慮いただければと思います。やはり私どもも建築に携わっておりますので、ご高齢の方などがおいでになりますと、生活の環境が変わりますと精神衛生上もあまりよくないということで、極力、現状の生活の環境と乖離しないような方策を施行者のほうでとっていただければと思います。

以上です。

○会 長（新井明夫君） ただいまのご要望といいますか、それに対して何かございますか。

柴田参事。

○都市整備部参事（柴田満行君） ただいまのご質問でございますが、せんだって「市長と語る」という中で、町内会さんのほうへ市長ともども私も帯同させていただきましたが、その中でも、区画整理地区の町内会の中で、この区画整理によって地域外にというようなことがないように、その辺のこともぜひ市として考えてほしいというようなお話もございまして、仮住居についても今後検討して、どういう形がよろしいかは、今、今後の中でそういうものを詰めていきたいと思っておりますが、ごもっともだというよ

うに思っておりますので、今後の中でそれなりの措置ができますようにしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○会 長（新井明夫君） ほかにございますか。8番・神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 神屋敷です。

私だけちょっと回答をいただけなかったんですけども、やはり一番最初に質問した整合性の問題で、どうして今の時期、まだいろいろ変わるのにやらなきゃいけないのかということと、もう1つ、前回の仮換地指定のときにおおむね了解いただいたと言っていたのに、[REDACTED] ということに対して市の施行側はどういうふうに思っているのか、この2点を聞きたいということと、もう[REDACTED] [REDACTED] しているのに、何でそっちが先で、きょう審議会にかかるのかというのが逆なんじゃないかと思うのですけれども。3つ。

○会 長（新井明夫君） 答弁。橋本課長補佐。

○区画整理事業課長補佐（橋本 昌君） ただいまの3つのご意見でございますが、まず、指定の中のことでございまして、権利者の皆様方との合意形成でございます。その1点目については、確かに昨年2月の仮換地指定の後に[REDACTED] [REDACTED] 現在も私ども事業課として定期的にお話の場を設けております。それで、今承ったご意見については、当然のことながら、私ども施行者も承っているというところでございまして、私どもといたしましては、ご協力をいただいた権利者の方々に対しまして、少しでも早く地域にお戻りをいただいて生活を再開できますようにしていく義務、努めがございますので、それに向けて駅前整備をしながらその土地を出していきたいというふうに考えているところでございます。

また、[REDACTED] の関係でございますが、この仮換地指定をきょうお諮りをしているわけですが、これが成った後に、[REDACTED] さんとは移転補償契約を締結することになります。基本にご承諾を得ているというのは、お話し合いの中でのご承諾を得ているというものでございまして、期間的なことについては先ほど参事からも申し上げたとおりでございます。今、あくまでも[REDACTED] [REDACTED] されているものというふうに解釈をしているところでございます。

以上でございます。

○会 長（新井明夫君） 参事。

○都市整備部参事（柴田満行君） 神屋敷委員さんのほうからも昨年の第29回審議会のくだりがございましたが、昨年の29回の審議会の中で、この仮換地の関係に会長さんのほうで最終的な意見を各委員さんにそれぞれ求めてございまして、ちょっと通読をさせていただきますが、これは会長さんのほうから、私から一つお願いしますが、これが突破口となって今後こういう形での、先ほど来もご指摘ありましたが……。

○会 長（新井明夫君） 柴田参事、正しく読んでください。

○都市整備部参事（柴田満行君） はい。私から一つお願いしますが……。

○会 長（新井明夫君） お願いじゃないでしょう。

○都市整備部参事（柴田満行君） これは会長が言っている言葉なんです。

○会 長（新井明夫君） 「お伺い」と書いてある。

○都市整備部参事（柴田満行君） すみません、失礼しました。「私から一つお伺いしますけれども、これが突破口となって今後こういう形での、先ほど来ご指摘もありましたが、権利者が了解をされたところからというような、今回のこの事例と同じような対応が将来図られていくのか、あるいは、それは今回は特別であって、将来、していかないんだということなのか、その辺は明らかにできるのかどうか、明らかにしておいたほうがよろしいんじゃないかと思いますが、その点の見解を聞かせていただきたいと思います。」

これに対しまして、区画整理事業課長のほうの、施行者のお答えでございますが、「ただいまの会長のご質問でございますけれども、今回は駅前空間を確保して安全性を確保していくということで仮換地をしてございますけれども、実際この次の、駅前を先に整備していこうということにつきましては、早期に駅前広場の整備と併せて駅舎をつくってくださいよというのは平成14年に議会で議決をされておりまして、その関係から、通常であれば施工しやすい新奥多摩街道沿いから施工するのが、上下水が完備されている一部の整備の手法かと思うんですけれども、そういう議決がされた関係もございます、駅前から手がけたということです。で、実際に駅前の工事では、駅舎を先にした中でそういう安全性を確保しなければならないと。これに続いて、最初にお話ししました駅前広場を整備していくというのが当初の目的でございますので、その駅前広場を整備していくことについて、かかわる権利者の仮換地指定についても、この後お願いして諮っていくことになるということでございます。」ということで、駅前の整備について、今後も仮換地をお願いしていくというような事業課長の答弁をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○会 長（新井明夫君） 中野委員。

○委 員（中野恒雄君） 今の柴田参事のお話から続きまして、先ほど瀧島さんが申されました仮設住宅というようなことで、その話が来ましたが、それを今のお話から続きますと、商店の方もおいでになりますし、そういう面では、仮店舗というようなことも進捗していくのではないかと私は思うのですけれども。

それから、先ほどちょっとお話に出ました[]もというようなお話で、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども、いかがなものでですか。

○会 長（新井明夫君） 答弁。橋本課長補佐。

○区画整理事業課長補佐（橋本 昌君） ただいまのご質問でございますが、仮住居並びに仮商店、営業店舗、こういったものにつきましても、先ほど参事からもお話をさせていただきましたが、私ども施行者として地区内に必要であるという認識は持っております。その観点から、実際、その具現化に向けて向こう短い期間の中で極力検討してまいりたいというふうに考えております。

また、[]のお話をいただきました。このイメージ図の左側の部分には[]

並びに[]さんが確かにございます。そういったことで、現在、[]さんとあわせまして、それらについてもお話をさせていただいているところでございまして、[]さんについては[]でございますから、[]でも現在ご検討いただいているというところでございます。おおむね駅前の周辺整備につきましてはご理解をいただいているものというふうに解釈をしております。その実現に向けてこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○会 長（新井明夫君） よろしいですか、中野委員。

○委 員（中野恒雄君） はい。

○会 長（新井明夫君） 8番・神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 8番・神屋敷です。

先ほどは駅前からと言ったんですけれども、そうじゃなくて、整合性の問題を私は質問したので、整合性をどうとっていくのかということです。

あともう1つは、駅前の2棟の方のことがあって、近隣からいろいろ心配な声が入ってきます。新都市建設公社の方が8人ぐらいいそここの屋敷のほうに来たというような話を聞いたり、あと、このまま外に仮住居して10年以上仮住まいになるのではないかなというようなことが言われているんですけれども、その辺のことってどのような説明で、仮住居がつくられないとすれば何年ぐらいで帰れると伝えているのか。

それからあと、新都市建設公社との折衝というのがどういう形でなされているのか。これは西口だけじゃなくてほかの地区からも入っていますね。新都市建設公社のそういう担当の方がいて、かなり厳しいことを言われるようなことが他地区でも聞かれております。それで、その新都市とのやりとりと本人との関係というのは、どういう形で何年ぐらい前からそういう形でやっていくという経過があるのか。先ほど、[]ということ、まだ私は見ていないのでよくわからないんですけれども、じゃあ、もしこの審議会で仮換地指定が通らないというふうになった場合には、[]は戻らないわけで、一体その辺のことがどういう手順でなされているのかというのが私はわからないので、その辺、幾つか今質問したことに答えていただきたいと思うのですけれども。

○会 長（新井明夫君） 3点ございます。どなたが答弁ですか。橋本課長補佐。

○区画整理事業課長補佐（橋本 昌君） まず1点目の整合性というお話でございますが、これは昨年の29回審議会においても神屋敷委員からご質問いただいているところでございまして、その当時、羽村事業課長においては、仮換地指定の、確かに換地設計（案）の中でのご移転ということに対しまして、今後、当面は中断移転、仮換地指定先の使用収益を開始しない中でのものであるというご質問の中で、仮にその換地設計（案）の中で変更が生じた場合には、仮換地指定の変更もあり得るというご答弁をさせていただいているものでございます。

それから公社の職員が数人で伺ったというお話でございますが、これは確かに数人で

こういう区画整理というものを考えるときには、そういうことも当然起こってくることであって、そういう大きな計画の中に、何で羽村市はいまだにそういうことをやっていないのかということが、僕はやはり計画がずさんではないかとほんとうに思いますよ。これから10年あるいは10年以上かかるこの計画を実行していく上に、もっともっと謙虚な気持ちになってやっていかないと、権利者から反発を食らいますよ。ですから、僕はそういうことをもう初めから思っておりました。個々の問題ではないんですよ。木を見て森を見ないようなやり方をしちゃだめ。このことをいつも肝に銘じてやっていただきたい。これは一番最初に、森を見なくてもいいんだというようなことを言われちゃったから、ほんとうにショックだったです。今、やはりそういう問題が出てきているんですよ。

それから、先ほどのこの該当する権利者の方は、

と僕は思いますし、それから

と僕は思いますね。先ほど、他の委員のほうからも意見が出ましたけれども、それは話を聞いていると、やはり

があることは伺いましたし、それから までにあれをしなくちゃならない、それから

という話はあっても、具体的にそういうことが、手伝いに行くとかなんとかということは、言葉だけでなくて行動でそういうことをやっているのかどうか、私は疑問に思います。

○会 長（新井明夫君） よろしいですか。それでは、2点ございますので、仮住居あるいは仮店舗ですか、いずれにしても計画性がないというご指摘に対してお考えがあると思いますので、そのご答弁を。副市長。

○副市長（森田義男君） まず、前段で誤解とかいろいろな話の食い違いというのがございました。それらについては、先ほど吉永委員にお話ししましたように、もしそういうことがあるということが、これはあってはならないことでございますので、これについてはさらに職員を督励をしたいというふうに考えております。

○委 員（島谷晴朗君） それがまた負担になりますよ。

○副市長（森田義男君） はい。ただ、その中で……。

○委 員（島谷晴朗君） 処分をかけられたわけだから。

○副市長（森田義男君） これは職員ですよ。私どもの説明する職員のほうの話でございまして、それは先ほどの さんのことについては から私のほうは話をして、十分ご理解をいただくような形で、時間をかけて説明をしたというふうに私のほうでも考えてございますし、今後もほかの権利者につきましてもそのような形で対応していきたいと考えてございます。

それから仮住居あるいは仮店舗のお話でございますけれども、実際にこの事業を進めるに当たって、この地域内に施行者としてまして先行取得用地を買ってございます。この中に住居つきのものもございます。あるいは店舗もございます。これらについては、それを更地で買うのではなくて、そのような需要の中で将来的に仮店舗として使っていただく、あるいは仮住居として使っていただく、そういう目的のもとに現在、用意してございます。この■さんにつきましては、権利者の意向でそのような形にはなってございませんけれども、そのような形で施行者としてましては、そのようなところも配慮しているということだけはご理解をいただきたいと思います。

○会 長（新井明夫君） 副市長さんの答弁の後で大変恐縮なんですけど、非常に各委員からおそらく同じ思いがあるかと思いますが、この事業は非常に長い期間かかるわけです。ですから、言った言わないということがほんとうに日常的に出てくる。特に意図的に出てくる場合もあるし、要するに何が真実かというのが非常にわかりにくいわけです。カルテだとかいろいろな問題がございましたけれども、私も昔、担当していたころ、そういう目に遭いました。権利者はずっとお住まいなんです。不幸にして相続される場合もありますけれども。ところが、ぐあいが悪いのは、市の関係者は組織というのがございまして、一定期間になるといなくなってしまう。そこに職員としての質の温度差もさることながら、非常に今までの故事来歴を伝達する能力にすぐれた方、そうでない方、いろいろな職員が入ってくればまた出ていくということで、権利者にとっては迷惑この上もないような状況が、ややもするとあるわけでございます。そういうことで、例えば東京都において六町の区画整理を先導的にご指導なさった池田専門委員さんから、羽村市においてはどのような方法によって、このことに対するトラブルを防ぐ方法を提案するとしたらどういうものが提案できるか、その辺、ちょっとアイデアがあったらこの審議会の皆さんも安心すると思いますので、あとはそれを副市長さんがどう受けとめるかという、これは別の問題でございますが、そういう点でご発言いただければありがたいかなと。池田専門委員。

○専門委員（池田悠一君） 池田でございます。

六町の事例が出たので、理念的な話より六町の例でお話しさせていただきます。それで、六町のかかわりをちょっと。私は事業の当初に六町の初めての地元の説明会に行きましたし、それからここへ来るまでの、羽村にお世話になる前の3年間、東京都の第2区画整理事務所というところで六町を担当しておったんですが、そこで3年間、六町の審議会にも出させていただいた。それで、仮設住宅のお話なんかは、当然地元から強い要望がございまして、なぜ強い要望があったかと申しますのは、六町は申し出換地方式という方法をとったのです。それで、前にもちょっとお話ししたかなという気がしておりますが、小規模宅地の中で高齢化していくご夫婦だけの世帯の方は、そんな広いものは要らないよと言う方もいる。そうすると、そういう方々は都市計画として2階建てまでしか建てなければ、お日様がよく当たっていいじゃないかと。だから、最初に地元の方が言ったように、日だまり街区をつくってくださいよというのをつくった。それを申し出換地の方式の中に組み込んでくださいという要望があって、それじゃあ、どれぐらいの

需要があるのかはともかく、そういうものを含めて申し出換地の中の意見を聞く一項目にしましょう。それから逆に、駅の商業系へ行ってやりたいという方々は、減歩がつくてもいいというような方々についても、そういうのを踏まえた上で、ある程度、強減歩の中で土地がある場合についてはご希望を聞く、そんなようなやり方だったんです。そうすると、移転の行く位置が、従前の宅地から仮換地といいますか、それが何人もの複数の権利者で行き先に線を引くとクロスしてしまう。クロスするということは、中断期間という形で、移転の方法としては発生してしまう、一般的な申し出換地方式をとらない地区に比べると発生してしまうということで、一般的な東京都がやってきた地区に比べても仮設住居をつくった率は割合多く、今現在、20何戸ぐらいあるのかなという感じで記憶しておりますが、あちこち施行者管理地であいたところ、あるいはあそこは足立区になりますので、足立区が未利用地として持っている土地を提供いただきながら、そんなやり方で仮設住宅もつくってきた。

それから、仮店舗はつくってごさいません。ただ、仮店舗をできる土地を何とかしてくれというような、施行者管理地で貸してくれないかと。そうしますと、今度は移転の補償金をその分減額されますので、割合いいのかななんていう感じも、施行者側にとっても、権利者にとってもそうですし、全体的な事業費の減額にもつながる、そういう両者にとってぐあいのいいところは積極的に活用していこうじゃないか。

それとあともう一つ、仮設住居へ入る要望をとるんです。そうすると、移転をしてそれをやるときに優先順位をだれにするんだというのが、全部が入れるとき、あいていればいいんですが、あいてないときもあるんです。だから、仮に入っていた方がその仮換地先が使えるようになってくると、出ていってもらおう。そうすると、出ていってもらったところを、またその段階で工事にかかる方々に声をかけるわけです。そういう格好で回していくというような仮設住宅の使い方をしていく。それで、これは仮設住宅に入りなさいじゃなくて、民間でやっているアパートとか仮店舗とか、そういうものにしても、施行者が持っているのがこれだけあいていますからご自分で選択してください、そういう方式をとっています。それで、民間のアパートも同じなんですが、それが大体7割ぐらい入ってくれると、採算がとれるじゃないですが、そういう計算もあるんです。だから、そんなようなやり方をして積極的につくっていく。

それで、予算的には、会長からお話ありましたが、はっきり言ってちょっと無理なんです。一遍に必要な戸数というのを最初からつくるのは無理だから、事業のピーク時というのは、予算額でいくと、よく大体高原の台地上という、ある程度右肩上がりに上がっていった、そこから高原上に行くぐらいな感じで事業量というのは、極端にお金をかければできるという格好にならないので、そうすると、ここの高原上のところを見据えて、この右肩上がりに上がっていくところでそういう仮設の施設をつくっていく、ちょっと、権利者の方々には申し訳ないと、よく言っていたのは、公園なんかは、仮設住宅にするのに、そういう所がうまい具合に、あいていただくと、そこを仮設住宅をつくりつつ全部事業が終わった段階で公園として整備して、管理者に渡していく、そんなやり方かなと思います。

○会 長（新井明夫君） 池田委員さん、仮設住宅はその程度で、最初にお尋ねした、要するに権利者と施行者が言った言わないという問題が長い事業の間には必ず起こってくる。それを、事前にそういうことが起こらないような手だては何か今までのご経験でないか。要するに、言った言わないがないというのは、一番いいのは、端的に言って、全部テープにとって双方が持っていればいいことなんです、そういうことはあまりにも短絡的で、もうちょっと別の方法があるのかなというふうに思うのですが、それをちょっと端的にお話してください。

○専門委員（池田悠一君） ちょっと話が長くなりまして失礼しました。

記録をとっています。議事概要じゃなくて、簡単な、きょうこれについて説明した、それでそれについて了解を得たと。それで、場合によっては権利者の人にそれを見てもらいます。ですから、換地設計の話で言うと、意見書に書きますよと言う方もいらっしゃるんですけども、説明会場へ来て言ったことを簡単にメモして、見てもらうこともございます。そんなのが一番いいのかなと。そうすると、ある特定の個人の頭の中に入っているよというのが一番まずいものですから、だれが見ても、そうすると、換地の人間が説明したやつを補償課の担当者がまた見せてくれと。そういう格好で共通してやっていく。私はそんなやり方が一番簡便でいいのかな、そんな感じに思っております。

○会 長（新井明夫君） どうもありがとうございました。いずれにしても、施行者側でいろいろ工夫をしていただければありがたいと思います。

ほかにございますか。

ないようでございますので、これは両論併記というわけにはまいりませんので、採決をさせていただきたいと存じますが、もう反対意見も先ほど冒頭からございましたので、改めて意見を問うということはいたしません。

それでは、議案第7号、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行地区内の宅地に係る仮換地の指定について採決をいたします。原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会 長（新井明夫君） ご異議ないものと認めます。よって――異議ありますか。

（発言する者あり）

○会 長（新井明夫君） いや、採決ですから、異議ありますか。

異議ありという声がございましたので、改めて申し上げます。議案第7号、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行地区内の宅地に係る仮換地の指定について、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手 1番 黒木委員、2番 吉永委員、4番 瀧島委員、5番 中根委員、6番 中野委員、7番 小宮委員、9番 島田委員〕

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。挙手の氏名は事務局において記録を願います。

この案に反対の方の挙手を願います。

〔反対者挙手〕

〔反対者挙手 3番 島谷委員、8番 神屋敷委員〕

○会 長（新井明夫君） 2名でございますね。ありがとうございます。同じく記録をお願いします。

採決の結果、賛成多数で本案については了承と決定いたしました。ありがとうございました。

12時を回りまして大変長時間になりましたが、熱心な議論、ご意見ありがとうございました。以上で本日提出されております議題がすべて終了いたしました。

ここで、私たち第1期土地区画整理審議会委員の任期もあとわずかでございますけれども、年度内にまだ審議会を開く予定はございますか。事務局にお尋ねします。阿部課長。

○区画整理管理課長（阿部敏彦君） きょうは仮換地の指定をお願いしたところでございますが、第1期の任期が3月7日ということで、それまでには審議会委員の選挙等がございますので、大変申しわけございませんけれども、審議会を開催する予定はございませんので、お願い申し上げます。

○会 長（新井明夫君） 天変地異がなければ、ないだろうというふうに思いますが、こうやって委員全員の皆さんの顔が見られるのは、今のお話でいけばきょうが最後かなと思います。各審議委員の皆様方から、この5年間を振り返って、一言ずつご発言、ごあいさつをいただければありがたいと思います。1番からどうぞ、黒木委員。順次お願いいたします。

○委 員（黒木 中君） 1番・黒木でございます。あまりお役に立てたかどうかわかりませんでしたけれども、学識経験者ということで加わらせていただきました。ほんとうにいろいろ私自身も勉強させていただきました。ほんとうにありがとうございました。

○委 員（吉永 功君） 私は繰り上げ当選というようなことがありましたので、3年弱だったと思いますが、途中からということでございますけれども、いろいろ反対の方もいらっしゃるんですが、またそれと同時に、早くやっていただきたいということで、非常に土地利用あるいは自分の自宅の建設等で困っている方もまた多くいらっしゃることも事実でございますので、羽村で第6番目の区画整理ということになるのでしょうか、どの区画整理もその当時はその当時で大変なことだったのですが、多くの方が高度利用もされていらっしゃいます。ぜひそういったことで、少しでも早く先に進むことを希望いたしまして、感想と申しますか、申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○会 長（新井明夫君） 3番・島谷委員。

○委 員（島谷晴朗君） 私はこの区画整理というのがどういうものであるかということとは全くわかりませんでした。ここに審議委員として加わることによって、それでもまだよくわかっていない部分がたくさんあるように思っておりますが、その入り口のところぐらいまでは理解できたと。それから、区画整理法も、なるほど、こういうやり方は区画整理法自体がおかしいなという印象を非常に強く持つことができました。これはもちろん、区画整理法は国会での問題でありますので、ここでどうのこうのと言うことはで

きませんが、これからはこの昭和29年にできた区画整理法をやはり変えていかないといけない、そういう気持ちを持っております。そういう気持ちを持たせてもらいました。まず一番大切なことは、公開の原則。それから必ず住民の合意をちゃんととる。この原則をしっかりと区画整理法に入れないと、この区画整理法は、いわゆる本来といいますか、住民のためになるすばらしいまちづくりにさせるための区画整理法にならないと思っています。それができない以上はこれを廃止させるということだと思いました。こういう戦後処理の、戦後の焼け跡の処理のいわゆる区画整理法が、長い間、施行者の都合がいいようにみんなできている、何でもありだなという感じを相当持たせてもらったんです。そういうことは、やはりここへ入って初めて気がつきました。

以上です。どうもありがとうございます。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

4番・瀧島委員。

○委 員（瀧島愛夫君） 5年間、ほんとうにありがとうございました。大変勉強させていただきました。また、この区画整理が早期着工、早期完了いたしますように祈念いたします。我々の今住んでいる地が利用制限されておりまして、十分な土地の利用活用ができておりません。これが正常に早く戻るように、皆様方でご努力をいただきたいと思っています。ほんとうに5年間ありがとうございました。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

5番・中根委員。

○委 員（株式会社中根総合建築事務所） 中根でございます。5年間大変ありがとうございました。個人的には、羽村の区画整理は3カ所目でございます。いろいろとございますが、私は、北海道から九州までいろいろと自然災害地を、専門の立場上、歩いておりますので、やはりこのまちもそういうふうになるというわけじゃございませんけれども、ほんとうに住みよい、安全・安心のまちづくりをこれからもつくっていききたい、そのように思っております。なお、これからは議会の中で夢を果たしていきたいなと思っております。平成11年に先例集がございますので、ダブってこちらに来ることは今回で終わりになるかと思います。5年間大変ありがとうございました。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

6番・中野委員。

○委 員（中野恒雄君） 5年間どうもありがとうございました。私は、今はやりの言葉で言わせてもらおうと、法令遵守といいますか、コンプライアンスを中心に考えてきたもので、これからも立候補しまして、よりよい理想としたまちづくりに邁進していきたいと思っています。ほんとうにどうも長いことありがとうございました。

○会 長（新井明夫君） どうもありがとうございました。

7番・小宮委員。

○委 員（小宮國暉君） 7番・小宮です。今まで出発してから、先ほどの池田委員さんの説明にもあったように、特に視察においては、足立・六町ですね、これが非常に多角的な策をしながら、また各地権者の要望等がある意味では最大限くみ取りながら、その

中でご苦労されているというふうに私は受け取りました。こういった視察を通じて、市の方が段取りしてくださったんですけれども、この密集した市街地でのまちづくりというものがいかに難しいものなのか、その中で、やはり情報の共有化とオープン化、これが必須条件じゃないかなというふうに、皆さんが理解し合える、これがまず第一だというふうに感じました。

また、会長さんの運営に対する思い、最後には意見書を併記して答申をされるということにしまして、大変感謝している次第です。

以上でございます。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

8番・神屋敷委員。

○委 員（神屋敷和子君） 区画整理法というのはまだほんとうに乱暴な法律で、やはり初めに説明と合意がなければ非常に住民が苦しむのだなということをつくづく思っています。それで、住みなれた、何十年も住んできた家を壊したり、庭の草花や樹木への思いもあり、それからふるさとのまちなみが失われてしまうということに住民がどれだけ苦しむかということ、市長さんや市の職員や新都市建設公社の方々がよくわかってほしいと思います。それで、そういう心とか人間性を大事にして当たっていかないと、ほんとうはこの地域の区画整理は心のケアのためのカウンセラーが必要なんじゃないかと思うぐらいの事業なんです。心配がすごくあるんですけれども、ほんとうにつらい日々でしたけれども、頑張っただけでここまで来ました。ありがとうございました。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

9番・島田委員。

○委 員（島田清四郎君） 9番・島田です。5年間、どうもありがとうございました。

私は、この審議委員を引き受けるときに、実は前の富士見平、そして神明台、この2つの区画整理の権利者であったものですから、その辺のところの事業の進展はよくわかっていたわけでございますが、引き受けるときに、またこれを引き受けることになったんだけれども、私の友人がたまたま区画整理に、富士見平ですけれども、他地域から越してきて家をつくるということで、建て売りの場所を確保して家を建てたわけなんです。そういう関係で、いろいろと話が弾みまして行ったわけなんですけれども、どうだい、区画整理やってよかったかい、悪かったかいと聞きましたら、おれはほんとうにあのときはびっくりして、とにかく来たばかりに土地を取られたり、道をまた新しくするんだなんてとんでもない話だというわけで大分反対したんだと。だけど今は、お前、駅前の西側やらなきゃだめだよという話になりまして、それからまたお子さんなんかみんな育ち上がっておられまして、うちの子供たちが、昔の人はよくこれをやってくれたなというふうに、そこで感激しているという話を聞きまして、これはやはり長い間の事業として、自分では大変な仕事で、それこそそれがすべて皆さんから満点はもらえないというふうに思っていたわけでございますけれども、そのときに、やはりやらなきゃだめなんだなという気を強く持ちまして、それで今回、5年間委員として務めさせていただいたわけでございます。

ですから、今、いろいろ問題が多く、全く昔と違って厳しい状況の中で、これから続行していくわけでございますが、どうか遠くに、50年ぐらい先のところに幸せを求めるような形で頑張っていたいただければありがたいんじゃないかなというふうに思っております。きょうここで私は終わりとなりますが、5年間、大変ご苦勞をかけました会長さん、そしてまた黒木会長代理さんには、心から感謝と、そしてまたご慰勞申し上げまして、私のごあいさつにかえさせていただきます。

○会 長（新井明夫君） どうもありがとうございました。

島谷委員、どうぞ。

○委 員（島谷晴朗君） この区画整理で、先ほど私は情報を公開しなくちゃだめだということを申しました。羽村市は、この点で全国に先駆けて1つすばらしいことをなされた。審議会議事録を全部公開した。おまけに、それにプラスして全国にネット発信させました。私はネットをやるというところまではわからなかったので、そこまで気づきませんでした。市はそれをやったということで、僕は、これも1つ区画整理に対する1つの前進だ、一歩前進した、そういう実感を持ちました。ですから、時間はかかるけれども、やはり羽村市が率先してこれからも情報公開をやっていく、そういうことを願ってやみません。このことについては、羽村市のほんとうの英断だと実は思っております。以上です。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございます。

私から最後でございますが、5年間、ほんとうにお互い様、お疲れさまでございました。長い時間を必要とする区画整理事業の中であって、本日、きょうは1つの句読点に思えます。大変お世話になりました。今までの議論が今後に生かされることを心から願い、また、委員各位の皆さんのご苦勞、それから施行者のご苦勞、公社職員のご苦勞、それぞれのご苦勞に心から感謝を申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

最後に、市長さんから、座ったままで結構でございますから、お言葉を賜ればありがたいというふうに思います。市長。座ったままでどうぞ。

○市 長（並木 心君） とんでもございません。会長からお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきますと存じます。

まず初めに、きょう議案を提案させていただきましたけれども、原案どおりお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

本土地区画整理事業におきましては、平成15年の4月16日付で事業決定の公告が行われ、土地区画整理法に基づくこの事業が、審議会委員の設置をさせていただきまして、任期を平成16年3月8日から平成21年3月7日までの5年間とさせていただいたところでございます。この5年間、新井会長さんの適切なお進行之もとで、審議委員の皆様方には、羽村駅西口土地区画整理事業の運営上の骨子となります換地設計基準をはじめとする多くの諸基準の整備に多大なるご尽力を賜りました。ありがとうございました。これらの諸基準は、これまで羽村市が施行してまいりました土地区画整理事業とは異なり、既成市街地の再編整備事業でありますことから、さまざまな観点からのご議論、また、

成案の過程における精力的な勉強会等の開催をしていただいたところでございます。改めてそのご努力に感謝申し上げます。

私は、施行者として、この地に住む者にとりましても、羽村市にとりましても、この事業が将来を見据えた都市基盤整備として後世に引き継がれていく事業であると信じております。今後とも今事業の進展にご理解、ご協力をお願いを申し上げさせていただきたいと存じます。各委員におかれましては、ますますのご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げます、施行者としてのお礼の言葉とさせていただきます。５年間、ほんとうにどうもありがとうございました。

○会 長（新井明夫君） ありがとうございました。

大変ありがとうございました。今後とも皆さん、健康にご留意の上、それぞれの立場でご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、第34回土地区画整理審議会を閉会といたします。長時間ありがとうございました。

午後０時29分 閉会